

独自利用事務に係る情報連携の検討の方向性について

- 委員会規則で定める独自利用事務に係る情報連携は、情報提供ネットワークシステムを使用する場合に限ることとする。

- 委員会規則において情報連携を認める独自利用事務として検討するものは、原則として、番号法別表第二に掲げる事務に準ずる範囲のものに限定し、情報提供者及び提供を求める特定個人情報についても、上記事務について掲げられた範囲に限定する。